

ドローン活用信州モデル創出補助金
業務等質問(回答)書

質問日: 2024年 6月 24日

質問書提出者	商号又は名称※	
	所在地	
	電話	
	担当者所属・氏名	
質問内容	<p>・(補助対象経費)について、ご質問がございます。</p> <p>事業における実証実施に際して、ドローン操縦の委託や機体リースは、補助対象と理解いたしましたが、申請主体である団体に操縦者や機体が準備可能な場合、こちらの稼働費(人件費や機体利用費など)は補助対象となりますでしょうか？</p>	

※共同企業体を形成する者である場合、構成団体の名称を全て記載すること

回答日: 令和6年6月26日

回答	<p>・人件費は補助対象となりません。</p> <p>・機体利用費について、リース料や使用料、又は装置・システムの購入費用が発生する場合は補助対象となりえますが、自団体が既に保有する機体の稼働に係る経費(光熱水費や通信費など)は補助対象となりません。</p>	
----	---	--